

大阪市地域福祉基本計画の構成について

第1章 計画の考え方

1 計画策定の背景と趣旨

各区の地域福祉を推進する取り組みを、さらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取り組みなど、各区に共通する課題や法制度等への対応を市域全体で取り組んでいくため、「大阪市地域福祉基本計画」を策定し、だれもが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続ける地域づくりを進めます。

2 計画の位置づけ

- (1) 地域福祉基本計画の位置づけ
- (2) 大阪市基本構想との関係
- (3) 区地域福祉計画等との関係
- (4) 分野別計画・関連計画等との関係
- (5) 社会福祉協議会の地域福祉活動推進計画との関係

3 計画期間

平成30～32年度の3年間(高齢者、障がい者等の計画と整合性を図ります)

4 圏域の考え方

本計画では、小地域(概ね小学校区)を地域福祉を推進するにあたって基本となる圏域として位置づけます。

5 計画の推進・評価の体制

・庁内会議(地域福祉連絡会議)と、審議会(社会福祉審議会地域福祉専門分科会、地域福祉基本計画策定・推進部会)において、推進・評価を行います。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 統計データ等から見る本市の現状

- (1) 大阪市における人口・世帯数等の推移
- (2) 市民の意識と活動の状況
- (3) 地域における団体等の活動の状況
- (4) 地域における社会問題の状況
- (5) 相談支援機関に対するアンケート調査の結果から見えてくる状況

2 地域福祉にかかる法・制度の動向

- (1) 地域共生社会の実現
- (2) 成年後見制度の利用の促進

3 地域福祉推進指針にもとづく各区の取り組み状況

- (1) 取り組み状況について
- (2) 課題と今後の方向性

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

だれもが住み慣れた地域で自分らしく
安心して暮らし続けられるまちづくり

2 基本理念の考え方

- (1) 人権尊重の考え方
- (2) 住民主体の地域づくりの考え方
- (3) ソーシャル・インクルージョンの考え方
- (4) 福祉コミュニティ形成の考え方
- (5) 多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)の考え方

3 計画の基本目標

基本目標1

みんなで支え合う地域づくり

地域が「我が事」として取り組むための施策

- 1 住民主体の地域課題の解決力強化
 - (1) 地域での支え合い、助け合いの意識づくり
 - (2) 地域福祉活動への参加の促進
 - (3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり
 - (4) 専門職による地域福祉活動への支援について
- 2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
 - (1) 多様な主体の参画と協働
 - (2) 社会資源の有効活用
- 3 災害時における要援護者への支援
 - (1) 災害時における要援護者への支援
 - (2) 災害時に備えた地域におけるつながりづくり

基本目標2

新しい地域包括支援体制の確立

支援を要する人を地域・相談支援機関・行政が「丸ごと」支えるための施策

- 1 地域における見守り活動の充実
- 2 相談支援体制の充実
 - (1) 複合的な課題等を抱えた人への支援
 - (2) 生活困窮者自立支援制度との連携
 - (3) 相談支援体制を支える人材の育成・確保
- 3 権利擁護支援体制の強化
 - (1) 虐待防止の取り組みの推進
 - (2) 成年後見制度等の利用促進

第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み

1 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備

- 1-1 要援護者の発見と地域における見守り体制の強化
- 1-2 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築

2 福祉人材の育成・確保

- 2-1 地域福祉活動の担い手の確保
- 2-2 福祉専門職の育成・確保
- 2-3 行政職員の専門性の向上

3 権利擁護の取り組みの充実

- 3-1 虐待防止に向けた地域連携の推進
- 3-2 成年後見制度の利用促進